

運用報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 7 月 20 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

本 店 所 在 地 東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号

不動産投資信託証券発行者名 日本ヘルスケア投資法人

(コード : 3 3 0 8)

執行役員

代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名

(署 名)

竹 内 宏

当投資法人の執行役員である竹内宏は、当社の平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの第 8 期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。

本投資法人は投信法の規定により、資産の運用に係る業務及び機関の運営に関する一般事務を大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、資産の保管に係る業務をみずほ信託銀行株式会社に、投資主名簿管理等に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社に、計算・会計帳簿の作成及び納税に関する一般事務を税理士法人平成会計社（以下「会計事務等の一般事務受託者」といいます。）にそれぞれ委託しております。

また、本投資法人の会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であります。

2. 運用報告書の作成プロセス

運用報告書の作成は、資産運用会社において財務部が所管しており、会計事務等の一般事務受託者が作成した会計帳簿及び関係部署より同部に集約された必要な情報に基づいて、関係法令に従い、原案を作成します。記載内容のうち計算書類等については会計監査人による会計監査を受けております。その上で、資産運用会社の取締役会での審議・承認を経て、投信法第 131 条第 2 項の規定に基づく本投資法人役員会の承認を受けております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 上記のとおり、資産運用会社において、運用報告書を適正に作成するための十分な体制及び作成プロセスが構築されており、かつ適切に運用されていること。
- (2) 月 1 回程度の頻度で開催される本投資法人の役員会において、本投資法人の資産運用の状況及びコンプライアンスの状況等について資産運用会社から報告を受けており、資産運用会社の内部管理体制の状況及びその有効性について確認していること。
- (3) 本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から、投信法第 130 条の規定に基づく監査を受け、無限定適正意見の監査報告書を受領していること。

以 上